

第6分科会

特別支援教育

石塚 謙二 先生

<略歴>

- ◎ 元文科省特別支援教育調査官・元桃山学院教育大学教授
 - ・千葉大学教育学部卒業、千葉県立養護学校教諭、千葉大学附属養護学校文部教官教諭、千葉県特殊教育センター研修指導主事、千葉県教育委員会指導主事、国立特別支援教育総合研究所研究室長、文部科学省特別支援教育調査官、大阪府・豊能町教育長、桃山学院教育大学教授、桃山学院大学・大阪成蹊大学講師を歴任
 - ・日本授業UD学会副理事長



<著書等>

- ・『気になる幼児の育て方：子どもに「寄り添う」ことでよりよい支援がわかる』2010（東洋館出版）
- ・『小学校特別支援学級指導用音楽CD』2011（日本コロンビア）
- ・『知的障害教育における学習評価の方法と実際』2012（ジアース教育新社）
- ・『ユニバーサルデザインと特別支援教育①「インクルーシブ教育システムと授業のユニバーサルデザイン』2014（日本LD学会会報）
- ・『授業力&学級経営2月号（発達障害の基礎的な理解－その位置付けと障害特性への対応－）』2015（明治図書）
- ・『特別支援学級はじめの一歩』2015（明治図書）
- ・『発達障害のある子どもの国語の指導－どの子もわかる授業づくりと「つまづき」への配慮』2016（教育出版）
- ・『授業のユニバーサルデザインとインクルーシブ教育システム』2017（日本授業UD学会学会誌プレ号）
- ・『知的障害教育におけるアクティブ・ラーニング：「深い学び」の実現と学びのメカニズム』2017（日本発達障害学会機関誌「発達障害研究」）
- ・『アクティベート教育学 特別支援教育』2019（ミネルヴァ書房）
- ・『障害特性から考える自立活動の視点を生かした各教科の指導（特集 個別最適化時代の自立活動、その視点を生かした各教科の指導）』2021（「特別支援教育の実践情報」明治図書）
- ・『これからの特別な配慮を必要とする児童生徒の教育（特集新しい時代の発達支援と特別支援教育）』2021（「月刊プリンシパル」学事出版）

障害のある子どもの教育における 「個別最適な学び」と 「協働的な学び」を考える

全日本教職員連盟
第40回 教育研究全国大会（宮崎大会）
August 06, 2023

石塚謙二
(日本授業UD学会副理事長)

令和4年9月
文部科学省に置かれた
「特定分野に特異な才能のある
児童生徒に対する学校における
指導・支援の在り方等に関する
有識者会議」
による審議のまとめが
公表された。

特異な才能のある児童生徒の中には、その才能や特性があるがゆえに、通っている学校の状況によっては学習や学校生活において著しい困難を抱えている場合や、さらには不登校になっている場合もあるというのが現状である。このように、困難を感じるがゆえに特異な才能に応じた学習の機会が十分に得られていない状況については改善していく必要があり、その困難さを解消していくことを第一に考える必要がある。
(「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」による審議のまとめより)

「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」による審議のまとめサブタイトル：

～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～

「この審議のまとめに当たっても、多様な一人一人の子供たちに応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による教育の在り方をいかに実現していくのかという議論の一環として、特異な才能のある児童生徒への支援策を考えいくことを基本的なスタンスとすることとしたい。」
(「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」による審議のまとめより)

我が国において、特別支援学校等における教育では当然であるが、通常の学校における教育で、協働性の大切さは言うまでもないが、これほどまでに個に応じた指導の重要性が示されたことを重視したい。

令和3年1月
中央教育審議会から
「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」
が公表された。

令和3年3月：「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの充実に関する参考資料」（文部科学省）から作成（その1）

「指導の個別化」：一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法で学習を進めることであり、その中で児童生徒自身が自らの特徴やどのように学習を進めることが効果的であるかを学んでいくことなども含む。

「学習の個性化」：個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げることを意味し、その中で児童生徒自身が自らどのような方向性で学習を進めていったら良いかを考えていくことなども含む。

令和3年3月：「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの充実に関する参考資料」（文部科学省）から作成（その2）

「個別最適な学び」：「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。これを教師視点から整理した概念が「個に応じた指導」。「個に応じた指導」に当たっては、「指導の個別化」と「学習の個性化」という二つの側面を踏まえるとともに、ICTの活用も含め、児童生徒が主体的に学習を進められるよう、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることが大切。

「個別最適な学び」＝

「指導の個別化」＋「学習の個性化」

全ての子供に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するためには、教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」が必要である。（文科省HPより）

「指導の個別化」は一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることであり、その中で児童生徒自身が自らの特徴やどのように学習を進めることができ効果的であるかを学んでいくことなども含みます。（文科省HPより）

基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。
(文科省HPより)

「個別最適な学び」についてのコメント

一斉授業では、一人ひとりの状態に応じた指導のねらいや指導方法、評価規準の設定は困難であることは言うまでもない。

そうした状況下での「個別最適な学び」の実現には、一定の指導のねらいをどの子も達成することを目指し、一人ひとりに応じた方法で主体的に学習を進められるようにすることを重視したい。それには、子ども自身が自分の特徴や得意な学習方法などを知ることも必要であろう。

この後、教科等の授業を実施する際には、可能の限り、一人ひとりの学習特性を認知し、それぞれのペースで学習する時間も確保し、合わせて適切な助言や支援などが肝要である。

（授業のユニバーサルデザイン vol.1. 13 東洋館出版 巻頭言（石塚）より）

「協働的な学び」

探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。
(文科省HPより)

児童（生徒）が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科（・科目）等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
(学習指導要領より)

「協働的な学び」についてのコメント

通常の学校における教育では、指導目標を個別化することには限界があり、指導方法における可能な個別化が求められると同時に、集団活動を前提にした教育において、効果的な協働的な学びも求められる。

日本授業UD学会が授業実践において重視している考え方として、「焦点化」「視覚化」に次いで示している「共有化」とは、協働的に学びつつ、十分な指導内容の共有を目指している。その方向性は「協働的な学び」に通じている。

そもそも、子どもは「多様な学び方」で学んでいる。

「多様な学び方」が生きる深い学びの条件

○個別の学び（選択・最適化・自己調整）：
「多様な学び方」を「選択」できる学習環境で、学びを「最適化」するからこそ、「自己調整」しながら学びが深くなる。

○協働の学び（包括・立ち止まり・共有）：
「多様な学び方」を「包括」する中で、「立ち止まり」をつくるからこそ、「共有」しながら学びが深くなる。

二者択一ではなくて、個別の学びと協働の学びをグラデーション（濃淡の階調）として良さを生かすことが重要。

（日本授業UD学会理事長（桂聖：筑波大学付属小教諭）によるプレゼン資料を基に石塚作成）

授業UDの定義 (日本授業UD学会)

「学力の優劣や発達障害の有無に関わらず、すべての子どもが楽しく学び合い「わかるできる」ように、工夫配慮された通常学級における授業のデザイン」

↑
「学び合い」は、「協働的な学び」に通じているが、「個別最適な学び」でも必要なこととして、子ども自身が知る「自分の特徴や得意な学習方法など」、そして、教師が知る「一人ひとりの学習特性」を確実に認知し、グループやペア、時間配分、発表の仕方などの工夫が求められると考える。

勤務していた養護学校の研究主題：
「集団化と個別化」
集団化＝社会化的手段
個別化＝個性化的手段

徹底して個に応じ、
かつ社会で活躍できるように

特別支援教育の基本

「特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」
(文科省による定義)

↓
「持てる力を高め」のためには、持てる力を見い出すことや、高めるための指導の手立ての設定・実施が重要と考える。

特別支援教育は、障害のある子どもの自立と社会参加をするための主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を確認して伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し改善するための適切な指導や支援を行う教育。

(東京書籍：HP－特別支援教育のトピラ)

アセスメント＝持てる力探し

高めたい力を見つけ出し、それが高まるように、評価しつつ、手立てを尽くす。

協働的な作業ができる教師集団を期待したい。

改訂小学校学習指導要領（2017.03）

第1章総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

工 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

【各教科等】

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

・声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ＩＣＴ機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

外国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

・音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働していく態度を育むようにすること。

小学校学習指導要領解説より

国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

図画工作科における配慮として、次のようなことが考えられる。

・変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。

・形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。

・1単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛けかりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合、語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり、線上に文字を書いたり、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る位置や順番などに配慮する。

道德：

発達障害等のある児童に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

例えば、他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

そして、評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要である。前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童が多面的・多角的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかといったことを丁寧に見取る必要がある。

発達障害等のある児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するため、道徳的価値の理解を深めていることをどのように見取るのかという評価資料を集めたり、集めた資料を検討したりするに当たっては、相手の気持ちを想像することが苦手であることや、望ましいと分かっていてもそのとおりにできないことがあるなど、一人一人の障害により学習上の困難さの状況をしっかりと踏まえた上で行い、評価することが重要である。

道徳科の評価は他の児童との比較による評価や目標への到達度を測る評価ではなく、一人一人の児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことから、このような道徳科の評価本来の在り方を追究していくことが、一人一人の学習上の困難さに応じた評価につながるものと考えられる。

特別活動における配慮として、次のようなものが考えられる。

○相手の気持ちを察したり理解したりすることが苦手な児童には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。

○話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの図り方についての指導をする。

○学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動・学校行事のねらいや活動の内容、役割（得意なこと）の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の児童に協力を依頼しておく。

知的障害とは

○知的機能と適応機能の障害

知的障害教育の眼目

○適応機能（意思伝達、自己管理、家庭生活、社会的／対人的技能、地域社会資源の利用、自律性、発揮される学習能力、仕事、余暇、健康、安全）の向上

知的障害教育の基本として

○内容論としては、将来の生活に役立つことを。

○方法論では、（ ）性や（ ）性を重視するとともに、主体的・自主的で見通しをもった活動を重視すること。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本

(1) 児童生徒の知的障害の状態、()年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す()・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の()化を図る。

(2) 望ましい()参加を目指し、日常生活や()生活に生きて働く知識及び(),習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。

(3) ()教育を重視し、将来の()生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。

(特別支援学校学習指導要領解説編則等編)

(4) () の課題に沿った多様な () 経験を通して、日々の () の質が高まるよう指導するとともに、よりよく () を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
 (5) 自発的な活動を大切にし、() 的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、() 力、表現力等を育むよう指導する。
(特別支援学校学習指導要領解説総則等編)

(6) 児童生徒が自ら () をもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かれやすくし、() 的で () のある学校生活が送れるようにする。

(7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、() 的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の () 経験を豊富にする。

(8) 児童生徒の興味や関心、() な面に着目し、教材・教具、補助用具や () 等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、() 的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
(特別支援学校学習指導要領解説総則等編)

(9) 児童生徒一人一人が集団において () が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようになるとともに、活動後には充実感や () 感、() 肯定感が得られるように指導する。
 (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、() の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の () 年齢に即した指導を徹底する。
(特別支援学校学習指導要領解説総則等編)

学習指導要領より：〔生活〕 特徴的な内容

食事や用便等の生活習慣に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 (ア)簡単な身辺処理に気付き、教師と一緒に行おうすること。

(イ)簡単な身辺処理に関する初歩的な知識や技能を身に付けること。

教師と一緒に印刷物を配ることや身の回りの簡単な手伝いなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア)身の回りの簡単な手伝いや仕事を教師と一緒にしようとすること。

(イ)簡単な手伝いや仕事を関心をもつこと。

簡単な買い物や金銭を大切に扱うことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 (ア)身の回りの生活の中で、教師と一緒に金銭を扱おうすること。
 (イ)金銭の扱い方などに関心をもつこと。

身の回りの生活の中で、物の重さに気付くことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 (ア)身の回りにあるものの仕組みや働きに気付き、それを教師と一緒にみんなに伝えようとすること。
 (イ)身の回りにあるものの仕組みや働きについて関心を

学習指導要領より：〔算数〕

具体物に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア)次のような知識及び技能を身に付けること。
 具体物に気付いて指を差したり、つかもうとしたり、目で追ったりすること。

(イ)目の前で隠されたものを探したり、身近にあるものや人の名を聞いて指を差したりすること

学習指導要領より：〔職業・家庭（中学部）〕

働くことに関心をもち、作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 (ア)働くことの目的などを知ること。
 (イ)意欲や見通しをもって取り組み、自分の役割について気付くこと。
 (ウ)作業や実習等で達成感を得ること。

産業現場等における実習
 実際的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア職業や進路に関わることについて調べて、理解すること。
 イ職業や職業生活、進路に関わることと自己の成長などについて考えて、発表すること。

学習指導要領解説（平成21年度版）

国語：() に必要な身近な国語を聞いたり、話したり、伝え合ったり また 文字への興味・関心を育て簡単な国語を読んだり書いたりして日常 () で用いられる初歩的な国語の知識、技能を身に付け、() の中で生かすことが重要である。

その際、児童の身近な () の中にある () 的な題材や、興味・() を示す題材を用いて、児童の () に密接に関連する国語を、確実に身に付けていくことが大切である。

第7章 自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が（ ）を目指し、障害による学習上又は生活上の（ ）を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の（ ）的発達の基盤を培う。

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、（ ）を目指すことを示したものである。

ここでいう「（ ）」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り發揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障害によって生ずる（ ）や困難を軽減しようしたり、また、障害があることを受容したり、（ ）や困難の解消のために努めたりすることを明記したものである。

なお、「改善・克服」については、改善から克服へといった（ ）性を示しているものではないことに留意する必要がある。

また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の（ ）側面を更に伸ばすことによって（ ）側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している

第2 内容

1 健康の保持

- (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5)健康状態の維持・改善に関する事

「(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。」は、体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることを意味している。

「(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。」は、自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすることを意味している。

「(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。」は、病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることを意味している。

「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。」は、自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと 意味している。

「(5) 健康状態の維持・改善に関する事。」は、障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすることを意味している。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

「(1) 情緒の安定に関する事。」は、情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすることを意味している。

「(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。」は、場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることを意味している。

「(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。」は、自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ることを意味している。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関するこ
- (3) 自己の理解と行動の調整に関するこ
- (4) 集団への参加の基礎に関するこ

「(1) 他者とのかかわりの基礎に関するこ」は、人にに対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることができるようにすることを意味している。

「(2) 他者の意図や感情の理解に関するこ」は、他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることを意味している。

「(3) 自己の理解と行動の調整に関するこ」は、自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることを意味している。

「(4) 集団への参加の基礎に関するこ」は、集団の雰囲気に合わせたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関するこ
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関するこ
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関するこ
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関するこ
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関するこ

「(1) 保有する感覚の活用に関するこ」は、保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにすることを意味している。

「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関するこ」は、障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの個々の特性に適切に対応できるようにすることを意味している。

「(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関するこ」は、保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくなるよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすることを意味している。

「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関するこ」は、いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を集めたり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることを意味している。

「(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関するこ」は、ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることを意味している。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関するこ
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関するこ
- (4) 身体の移動能力に関するこ
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関するこ

動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関するこを意味している。

「(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ」は、姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすることを意味している。

「(3) 日常生活に必要な基本動作に関するこ」は、食事・排泄、衣服の着脱・洗面、入浴などの身辺処理及び書字・描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようによることを意味している。

「(4) 身体の移動能力に関するこ」は、自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることを意味している。

「(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関するこ」は、作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上とともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味している。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関するこ
- (2) 言語の受容と表出に関するこ
- (3) 言語の形成と活用に関するこ
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関するこ
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関するこ

「(1) コミュニケーションの基礎的能力に関するこ」は、幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることを意味している。

「(2) 言語の受容と表出に関するこ」は、話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考え方を伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようによることを意味している。

「(3) 言語の形成と活用に関するこ」は、コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようによることを意味している。

「(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関するこ」は、話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようによることを意味している。

「(5) 状況に応じたコミュニケーションに関するこ」は、場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開するようによることを意味している。

知的障害以外の障害のある児童生徒の場合には、各教科の内容は、障害の状態の改善等には対応せず、障害の状態の改善等には、自立活動の内容が対応する。

しかし、知的障害のある児童生徒の場合には、各教科の内容も、障害の状態の改善等に対応する。

では、知的障害のある児童生徒の場合には、自立活動は？

A. 知的障害に（ ）状態に対応する。

また、そのような個人内差だけではなく、知的障害の原因としての脳機能障害等により同時に生じている神経的、心理的、身体的な障害等も随伴する状態も存在し、それらは、例えば、情緒障害や精神障害に類似する状態像として、あるいは、極端な平衡感覚の不足や手指の不器用さなどとして現れる場合があり、これらにも、各教科の内容だけでは不十分である。

知的障害特別支援学校における各教科は、生活や職業などに必要な内容（障害の有無に関わらない内容を、障害の状態や程度などに応じて網羅的に示していることから、個人内差、情緒や精神の状態などの随伴する状態に応じた内容までは含んではない。

何故ならば、知的障害の状態とは、知的機能の不全により、意思伝達、自己管理、家庭生活、社会的／対人的技能、地域社会資源の活用、自律性、発揮される学習能力、仕事、余暇、健康、安全などに関する適応機能に不全があることであるが、基本的には、これらにの基本的な改善を指向して、知的障害者用の各教科の内容が規定されているからである。

適応機能を踏まえて、随伴する状態について考慮すると、例えば、個人内差として、全体的な知的レベルに比較して、意思伝達において、理解言語と表出言語に大きな隔たりがあること、知的レベルに比較して、対人的技能（常識的で円滑な人間関係に関する基本的な技能など）や、自律性（行動のコントロールなどを含めて）の極端な不足などがそれに当たると考えられ、これらには、各教科の内容だけでは対応が困難である。

さらには、事象や状況、そして、それらの因果関係などの理解が不十分であることから生じる改善が困難な固着した状態（例えば、強烈な体験による、行為不全又は極端な自尊感情や自己有能感の欠如などや、知的理解が十分ではないことから起きる様々な行動形成上の課題など（例えば、眼鏡をかけることや絆創膏を貼り付けるなど、一般では容易に理解され、行動形成がなされる事柄であることが特に難しいなど）も随伴する状態と考えられる

指導の手立て： 授業研究における観点として

- 活動の選択：身体表現する、相談する、計算する、考える、仕事をする、遊ぶ、買い物をするなどの活動における工夫
- 活動量の調整：どこに、どれだけ
- 活動の流れの設定：フェーズや山場も考慮
- 活動の場の設定：道具や机の配置等、広さや高さ
- 道具等の選択：教材・教具や視聴覚機器、掲示物、模型、実物など
- ペアやグループの設定：人数や教師との関係なども
- 直接的な言葉掛けや問い合わせの工夫：示範や見取り、読み取り、発言の受け取り、手を添えるなども※学習評価の際の重要な要素として認識したい。

学習指導案作成における工夫について提案
—個別最適・協働の充実に向けて—

「指導上の留意事項（留意点）」



教師の活動（指導の手立ての設定・実施）と捉える

「（子どもに）～させる（せる）」という表現よりは、
「（子どもが）～できるように、（教師が）～する（しておく）」のように表現し、その手立て等が適切であったかどうか評価を繰り返し、知見を豊かにしていきたい。

ex.「正確に最後まで書き取ることができるように、時間配分し、文字を見やすくしておく。」

ex.「課題理解の状態等を踏まえて、教え合いなどが楽しく行えるように、グループ構成する。」

